

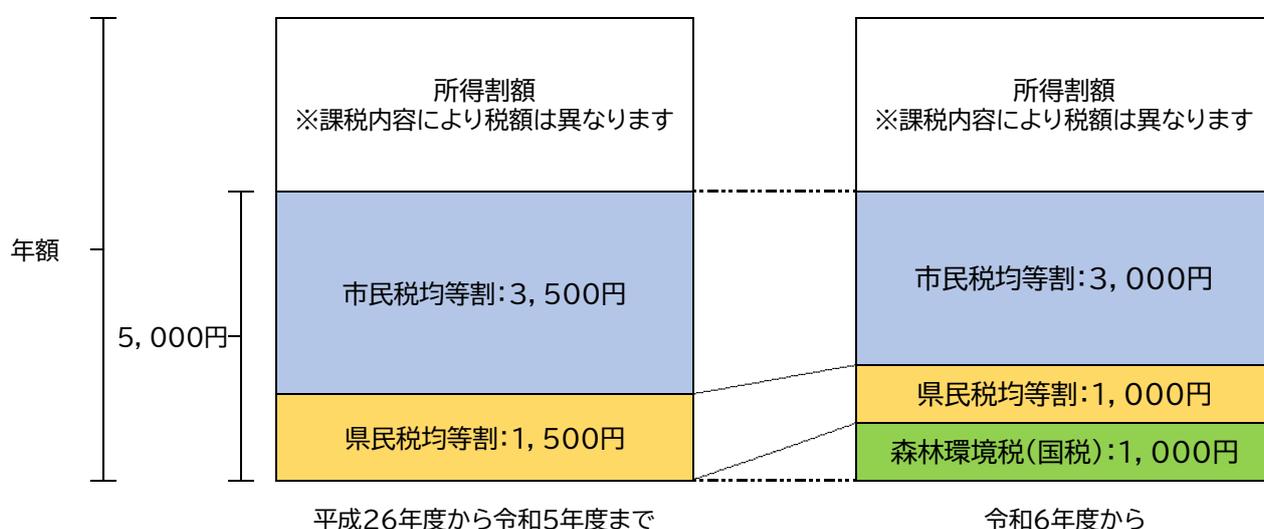
## 15 令和6年度から適用される主な改正

### (1) 森林環境税の創設

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

森林環境税は、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税ですが、住民税と併せて1人あたり年額1,000円が徴収されます。その税収の全額が、森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ交付されます。

なお、平成26年度から令和5年度までの住民税は、東日本大震災からの復興に係る防災のための財源確保を目的に合計1,000円(市民税:500円、県民税:500円)が均等割額に加算されていたため、森林環境税の導入によってただちに負担額が増加するものではありません。



### (2) 上場株式等の特定配当等に係る課税方式の統一

特定配当等※1・特定株式等譲渡所得※2については、所得税と住民税において異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度の住民税より、課税方式を所得税と一致させる改正がなされました。

この改正により、所得税において総合課税(分離課税)で確定申告を行った場合は住民税においても総合課税(分離課税)で申告したこととなり、所得税で申告不要※3を選択した場合は住民税でも申告不要となります。

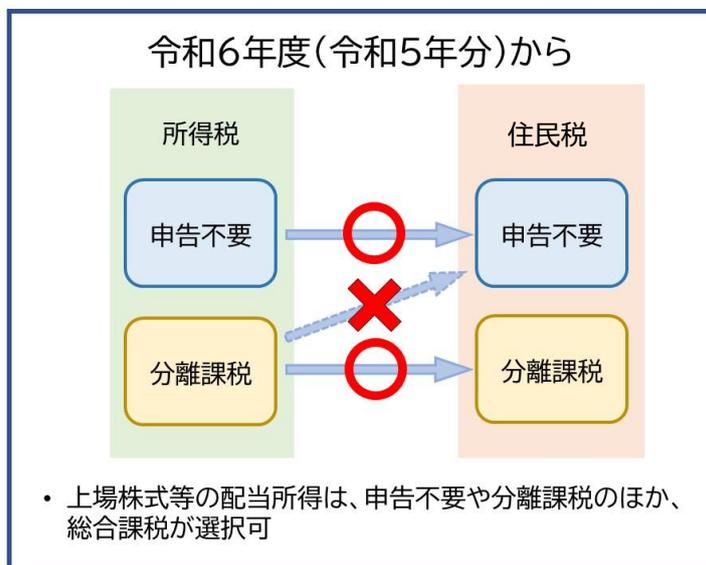
また、確定申告書を提出後、更正の請求や修正申告、住民税申告で、特定配当等・特定株式等譲渡所得を新たに追加、または除外することはできません。

申告内容により扶養控除や配偶者控除、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定、各種行政サービスに影響が出る場合もありますので、確定申告書を作成・提出される際は、十分に検討し、記載漏れ等がないようご注意ください。

【※1】 特定配当等とは、上場株式等の配当等のうち、大口株主などが支払いを受けるものを除いた配当および利子で、所得税15.315%(復興特別所得税含む)と住民税5%がすでに源泉徴収されているものを言います。

【※2】 特定株式等譲渡所得とは、特定口座のうち源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の譲渡所得等で、所得税 15.315%（復興特別所得税含む）と住民税 5%がすでに源泉徴収されているものを言います。

【※3】 申告不要とは、特定配当等・特定株式等譲渡所得について、申告せず、源泉（特別）徴収のみで課税関係を終了させることを言います。



### (3) 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

国外に居住する年齢30歳以上70歳未満の親族については、以下のいずれにも該当しない場合は扶養控除等の適用対象から除外されます。

- ・ 留学生
- ・ 障害者
- ・ 扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人

上記に該当する国外居住親族について扶養控除等の適用を受けようとする場合には、対象者に応じて次の書類を提出または提示する必要があります。

#### 国外居住者の扶養親族が年齢 30 歳以上70歳未満の場合の確認書類

対象者	留学生	障害者	38万円以上の送金を受けている人
確認書類	外国政府または外国の地方公共団体が発行した「査証(ビザ)に類する書類の写し」 または「在留カードに相当する書類の写し」	障害者控除の要件に従う	国外居住親族各人へのその年における支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類

【注】 どの対象者であっても親族関係書類及び送金関係書類の提出又は提示が必要です。

【注】 各書類が外国語で書かれている場合は、日本語訳の提出又は提示が必要です。